

<記載上の注意>

- ① この請求書は、医療保険と併用の④3 重度心身障害児(者)医療 及び④4 ひとり親家庭医療並びに④5 子育て支援医療の場合に使用してください。
- ② 「本・家」欄には、1:本人入院(1本入)・2:本人外来(2本外)・3:未就学者入院(3六入)・4:未就学者外来(4六外)・5:家族入院(5家入)・6:家族外来(6家外)・7:高齢受給者入院(7高入一)・8:高齢受給者外来(8高外一)・9:高齢受給者7割給付入院(9高入7)・0:高齢受給者7割給付外来(0高外7)となりますので、該当の番号を記載してください。
- ③ ※1「公費分患者負担額」欄は、三者併用の場合の一部負担額がある場合のみ記載してください。
- ④ ※2「自己負担」欄は、受給者証に記載されている一部負担金を確認の上、(自己負担額がない場合は0円)記載してください。
- ⑤ 高額療養費または特定疾病療養受療に該当するものは、医療保険の診療報酬明細書の特記事項欄に「公」または「長」、「長2」と表示するとともに、本請求書の「公 長 表示の確認」欄にも 公 または 長、長2 と表示してください。
- ⑥ 感染症法37条の2(法番10)との併用については「公 長 表示の確認」欄に ⑩ と記載し、「公費分患者負担額」欄には、公費分点数×5%の額(1円の位を四捨五入し、10円単位で記載する)を記載してください。また、結核にかかる医療(公費分点数)以外の点数については別段に記載してください。
- ⑦ 障害者総合支援医療(法番15)(法番16)(法番21)(法番24)(法番79)との併用については、「公 長 表示の確認」欄に⑬⑭⑮⑯⑰ と記載してください。
- ⑧ 被用者保険の被保険者(本人)が月の途中で75歳に到達した月(特例月)の自己負担限度額は1/2となります。なお、被用者保険の被保険者(本人)が月の途中で75歳に到達した月に被扶養者が療養を受けた場合についても、同様に自己負担限度額が1/2となります。
また、当該月については、特定疾病 長 や公費負担額についても同様の取扱いとなりますので、それぞれ公費分患者負担額欄に記載してください。
- ⑨ 請求合計欄には、医療機関の合計を記載してください。
- ⑩ ④5 子育て支援医療と併用の京都市学童歯対策事業(学歯)の対象者は学歯事業が優先されるため記載しないでください。(ただし、学歯と学歯外混在は除く。)